監査結果の報告について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定例監査並びに同条第５項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和７年　５月３０日

山形市監査委員　山　川　稔　彦
同　　伊　藤　明　彦
同　　鈴　木　　進

記

１　定例監査

（１）監査の対象部課等　　上下水道部　総務課、検査室、下水道建設課、浄水政策課、施設建設室

教育委員会　西部公民館、江南公民館

（２）監　査　の　期　間　　令和７年４月１４日から令和７年５月２８日まで

（３）監　査　の　範　囲　　令和６年度の事務事業の執行状況

（４）監　査　の　結　果

部課等名	監査の結果
上下水道部 総務課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 １　令和６年７月２５日の大雨による鮭川村被害状況の調査派遣時庁用車高速道路利用料金（普通車）の予算の執行において、立替払をしていた。
上下水道部 検査室	該当する監査項目はなかった。
上下水道部 下水道建設課	意見 次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。 １　工事請負契約事務において、少額随意契約とする合理的な理由や意図的に契約を分割して少額随意契約としていないか等の適正性の検証が必要であると思慮されるものがあった。 ・　公共汚水桝設置工事（江俣三丁目第 1013・1014・1015・1016 工区） ・　公共汚水桝設置工事（平久保第 2027・2033・2039 工区）

	・　公共汚水桝設置工事（花楯一丁目第 2002・2008 工区） ・　下水道施設撤去工事(5) この度の監査における工事請負契約の中には、隣接した場所または近接した場所において、同種の工事や密接に関連する複数の工事が、ほぼ同一工期内において別々の工事として発注されていたものがあり、同一の工事請負業者と重複して契約しているものもあった。 これらの工事請負契約は、経済的、効率的かつ効果的な事務を執行するという観点において、工事請負業者に対する適正な対価の保証と適正な工期の設定や工事請負契約事務手続きの透明性の確保などの点で合理的な理由が確認できない状況であった。 令和７年３月２８日付の地方自治法施行令の改正に伴い、少額随意契約の基準が改正されたことの意義を踏まえながら、今後、少額随意契約とする場合や分割発注する場合等においては、その合理的な理由や、その適正性について十分に留意のうえ、事務の執行にあたられたい。 なお、少額随意契約については、平成１７年２月２５日付の財務省主計局通知「随意契約に関する事務の取扱い等について」において、当該随意契約の予定価格が関係法令等の各号に定める金額を超えていないかの確認にとどまることなく、「同一の者と少額随意契約を複数回行っているものについて、合理的な理由の有無、意図的に契約を分割して少額随意契約としていないか等適正性の確認」について重点的に監査を行うこととされている。
上下水道部 浄水政策課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 施設建設室	指摘する事項はなかった。
教育委員会 西部公民館	指摘する事項はなかった。
教育委員会 江南公民館	指摘する事項はなかった。

（５）準　拠　基　準　　山形市監査基準

（６）監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

（７）監　査　の　方　法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。

２　随時監査

（１）監査の対象部課等　　教育委員会　社会教育青少年課

（２）監　査　の　期　間　　令和７年４月２２日から令和７年５月２８日まで

（３）監　査　の　範　囲

西部公民館及び江南公民館に係る令和６年度の財産の貸付、使用許可状況

（４）監　査　の　結　果

部課等名	監査の結果
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。

（５）準　拠　基　準　　山形市監査基準

（６）監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

（７）監　査　の　方　法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。